

○東京藝術大学資金運用管理委員会細則

〔 令和4年9月15日
制 定 〕

改正 令和5年7月20日 令和5年10月26日
令和7年7月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学資金運用管理要項第16条第2項の規定に基づき、資金運用管理委員会（以下「管理委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 資金運用管理に当たっての基本方針及び基本ポートフォリオに関する事
- (2) 資金運用計画に関する事
- (3) 資金運用の実施に関する事
- (4) 資金運用実績に関する事
- (5) その他資金の運用に関する事

(組織)

第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（経営改革・財務担当）（資金運用責任者）
- (2) 企画総務課長
- (3) 財務会計課長
- (4) 財務会計課経理係長
- (5) 役員又は職員以外の者で、東京藝術大学同窓会の会員若しくは東京藝術大学へ寄附を行った者
- (6) 役員又は職員以外の者で、民間の金融機関等で資金運用の実務経験が2年以上ある者
- (7) その他次項に定める委員長が必要と認める者

2 管理委員会に委員長を置き、理事（経営改革・財務担当）をもって充てる。

3 第1項第5号から第7号の委員は、委員長が任命する。

4 第1項第5号から第7号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第4条 管理委員会は、四半期に一度以上、委員長が召集する。

2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を主宰する。

(運用管理)

第5条 管理委員会は、資金運用体制及び運用リスクを検証するとともに、規則等の違反がないか監視するものとする。

(事務)

第6条 管理委員会の事務は、財務会計課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が定める。

附 則

この細則は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。